

危険物安全週間推進標語

問 宿毛消防署 ☎ 63-3111 (代表)
☎ 63-3300 (火災・災害用)

毎年6月の第2週は「危険物安全週間」です。今年度は6月2日(日)～8日(土)で、危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進するため、危険物災害の防止と危険物の貯蔵・取り扱いの安全を呼びかける行事が、各地で行われる予定です。

また、令和6年度危険物安全週間推進標語が次のとおり決定しました。

【令和6年度危険物安全週間推進標語】 次世代へ つなごう無事故と 青い地球

2024年度全国統一防火標語

問 宿毛消防署 ☎ 63-3111 (代表)
☎ 63-3300 (火災・災害用)

総務省消防庁では、家庭や職場、地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、全国統一の防火標語を定めています。宿毛消防署でも庁舎に懸垂幕を設置し、市民の皆さんへの啓発活動を行っています。防火標語を通じて日頃から防火意識を持ち、火災のないまちにしましょう。

【2024年度全国統一防火標語】 守りたい 未来があるから 火の用心



令和6年度市・県民税の定額減税

問 税務課 ☎ 62-1238

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度の市・県民税について、定額減税が実施されることとなりました。

内容 納税義務者本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計人数に1万円をかけた金額が令和6年度の市・県民税の所得割から減税されます。

※日本国外に住んでいる控除対象配偶者および扶養親族は合計人数に含まれません。

対象者 前年の合計所得が1,805万円以下で所得割が課税される人

確認方法 減税額は、お勤め先等で配布される特別徴収税額の決定通知書や、宿毛市から送付される納税通知書にてご確認ください。

※例年6月初旬に宿毛市から送付している納税通知書は、定額減税の実施に伴い、6月中旬の発送となります。

その他、定額減税に関する情報は宿毛市HPをご確認ください。



宿毛市HP

船員に対する市・県民税の減免

問 税務課 ☎ 62-1238

宿毛市では、令和6年度から、外航勤務等、陸地以外の場所で勤務することによって行政サービスの享受に制限があると認められる方に対して、市・県民税の均等割の減免を実施します。

対象者 前年中に外航勤務等、陸地以外の場所で勤務した期間が6カ月を超える人

減免割合 市・県民税均等割の1/2

申請方法 航海区域、航海期間等が分かる書類(船員手帳、乗船履歴証明書、航海日誌等)の写し等を持参のうえ、税務課窓口で減免申請書を記入・提出してください。

※お勤め先等が代理で申請することも可能です。

申請期限 市・県民税の納期限まで

※乗船中等の理由により納期限までの申請ができない方は、納期限後であっても申請を受け付けます。